

2022年6月21日

株 主 各 位

東京都新宿区下落合一丁目4番10号

**エステー株式会社**

取締役会議長 鈴木 貴子

## 第75期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第75期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告および決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。
  2. 第75期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件  
本件は、上記の内容を報告いたしました。

**決議事項**  
**第1号議案**

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。変更内容は、後記「定款新旧対照表」のとおりであります。

**第2号議案**

取締役10名選任の件

本件は、原案のとおり、取締役に、鈴木貴子、鈴木 喬、恩藏直人、宮川美津子、前田新造、岩田彰一郎、野田弘子、西田誠一、米本薫および吉澤浩一の各氏が選任されそれぞれ就任いたしました。なお、恩藏直人、宮川美津子、前田新造、岩田彰一郎、および野田弘子の各氏は社外取締役であります。

以 上

本定時株主総会終了後開催の取締役会におきまして、取締役会議長および各種委員会委員ならびに執行役が次のとおり選任または選定され、就任いたしました。

|         |  |  |
|---------|--|--|
| 取締役会議長  | 鈴木 貴子  |  |
| 指名委員会委員 |  |  |
| 委員長     | 前田 新造 (社外取締役)  |  |
|         | 恩藏 直人 (社外取締役)  |  |
|         | 岩田 彰一郎 (社外取締役)   |  |
|         | 鈴木 貴子  |  |
|         | 鈴木 喬   |  |
| 監査委員会委員 |  |  |
| 委員長     | 宮川 美津子 (社外取締役)   |  |
|         | 恩藏 直人 (社外取締役)  |  |
|         | 前田 新造 (社外取締役)  |  |
|         | 岩田 彰一郎 (社外取締役)   |  |
|         | 野田 弘子 (社外取締役)  |  |
| 報酬委員会委員 |  |  |
| 委員長     | 恩藏 直人 (社外取締役)  |  |
|         | 前田 新造 (社外取締役)  |  |
|         | 岩田 彰一郎 (社外取締役)   |  |
|         | 吉澤 浩一  |  |
| 代表執行役社長 | 鈴木 貴子 (経営全般担当)   |  |
| 執行役会長   | 鈴木 喬 (経営全般担当)  |  |
| 常務執行役   | 西田 誠一 (企業価値創造部門担当 兼カスタマーファースト推進部門担当<br>兼新規事業開発室担当 兼経営変革担当)             |  |
| 常務執行役   | 上月 洋 (業務用事業担当 兼(当社子会社)エステーPRO株式会社代表取締役社長)                              |  |
| 常務執行役   | 米本 薫 (グローバルマーケティング部門管掌 兼コーポレートコミュニケーション部門担当<br>兼R&D部門担当 兼海外グループ会社統括担当) |  |
| 執行役     | 吉澤 浩一 (経営統括部門担当 兼関係会社担当)   |  |
| 執行役     | 橋本 成明 (営業部門担当 兼国内営業本部本部長)  |  |
| 執行役     | 内藤 英紀 (製造部門担当)   |  |
| 執行役     | 進藤 眞孝 (グローバルマーケティング部門担当)   |  |

定 款 新 旧 対 照 表

| 変 更 前   | 変 更 後   |
|---|---|
| <p><b>【招集地】</b></p> <p>第12条 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において招集する。</p> <p>(新 設)</p>  | <p><b>【開催地】</b></p> <p>第12条 当社の株主総会は、本店所在地またはその隣接地において開催する。<u>ただし、次項の規定に基づき、株主総会を場所の定めのない株主総会とする場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2.当社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でない</u>と取締役会が決定したときには、<u>株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> |
| <p><b>【株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供】</b></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> | <p>(削 除)</p>  |
| <p>(新 設)</p>  | <p><b>【電子提供措置等】</b></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p><u>2.当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>   |

| 変 更 前 | 変 更 後   |
|-------|---|
| (新 設) | <p>(附則)</p> <p>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>定款第15条の削除および新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</u></li> <li>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</u></li> <li>3. <u>本附則は、施行日から6ヵ月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></li> </ol> |

### 配当金のお支払いについて

第75期末配当金の払い渡しの期間は、既にご案内のとおり2022年6月6日（月）から2022年7月7日（木）まででございますので、6月3日付でご送付いたしております「期末配当金領収証」により、最寄りのゆうちょ銀行または郵便局にてお忘れなくお受け取りくださいますようお願い申し上げます。

また、銀行口座振込ご指定の方は、同封の「お振込先について」にて、ご入金をお確かめください。

なお、「配当金計算書」は、確定申告の際の参考資料になりますので、ご利用ください。

以 上